

119	農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うための契機づくり及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とする事業を支援する。 【事業内容】 1 活動計画策定事業 ①アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定 ②地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等 2 農山漁村関わり創出事業 ①農山漁村体験研修の実施 ②情報の発信及び共有 ③農村プロデューサー養成講座の実施 3 農山漁村情報発信事業 ①「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定事例の情報発信 ②農業遺産等の情報発信			
	対象団体 (事業主体)	1の事業にあつては、地域協議会（構成員に市町村を含むこと） 2の事業にあつては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業			
	採択要件	1の事業にあつては、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。自立的かつ発展的な取組であつて、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること 等 2の事業にあつては、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。対象者の農山漁村への理解を深める取組であること。等 ※ 詳細は、実施要領（農林水産省ホームページに記載）をご覧ください			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 定額 ・助成額 (1) 活動計画策定事業 事業開始年度は上限 500 万円（事業内容や事業開始経過年度で変更あり） (2) 農山漁村関わり創出事業 1事業実施主体当たり 6,000 万円			
	ヒア・申請の時期等	公募期間 前年度2月頃			
根拠法令・要綱等	農山漁村振興交付金交付等要綱、要領				
制度創設年度	平成30年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	・平成30年度より地域活性化対策として柱立てされたもの。				

120		森林資源デジタル管理推進対策事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3505
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	レーザ計測や ICT 機器の活用等により森林資源や境界情報のデジタル化を推進し、効率的な森林管理等の実現を図るため、以下の対策を実施する。 【事業内容】 ①レーザ計測情報整備：レーザ計測や森林情報の解析への支援 ②路網線形設計支援ソフト整備：レーザ計測データを活用した路網線形設計ソフトウェア導入への支援 ③3次元設計ソフト整備：林道整備等において、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアの導入への支援 ④ICT 生産管理ソフト等整備：森林資源管理・木材生産管理の効率化に向けたソフトウェア、測位・通信機器の導入及び技術カスタマイズや操作研修への支援 ⑤所有者情報等の精度向上：現地調査等により林地台帳の情報の精度を向上させる取組への支援			
	対象団体 (事業主体)	市町村、林業経営体等			
	採択要件	事業計画内容が県が定める福岡県森林資源デジタル管理推進対策事業補助金交付要綱に適合すること。 ※事業ごとに補助率や要件等を定める。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	・補助率 定額、1/2 以内 ・補助対象 森林のレーザ測量、測量成果の解析、ドローンや地上レーザスキャナ導入、路網線形設計支援ソフト整備、3次元設計ソフト整備、所有者情報等の精度向上			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 1月頃			
根拠法令・要綱等		福岡県森林資源デジタル管理推進対策事業補助金交付要綱等			
制度創設年度		令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		林野庁			
最近の実績		・令和5年度 福岡県広域森林組合が路網線形設計支援ソフトを導入			
担当からのコメント		最新のデジタル技術の導入や所有者情報等の精度向上により、森林資源や境界情報のデジタル化が推進され、効率的な資源管理や生産管理が実現が図られる。			

121	中山間地域活性化応援事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 中山間地域の住民と都市部等の住民との交流を推進し、県内中山間地域の活性化を目的とする。 【事業概要】 中山間地域の集落等からの要請に対し、都市住民等を対象として中山間地域でのボランティア活動に従事する「中山間応援サポーター」を派遣し、共同で活動する。			
	対象団体 (事業主体)	県内中山間市町村 (県、市町村)			
	採択要件	・支援活動の対象は集落等が共同で行う活動であり、原則として「集落等だけでは実施が困難な活動」。 ・支援活動を通じて、集落等とサポーターとの交流の促進に繋げる。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	随時(市町村が実施予定日の1ヶ月前までに県へ依頼)			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績		R3 活動回数：11回 サポーター参加者：200名 R4 活動回数：12回 サポーター参加者：159名 R5 活動回数：15回 サポーター参加者：204名			
担当からのコメント		○主な支援活動 ア 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動 イ 植栽・下刈り等の森林保全活動 ウ 水源地の管理補助 エ 農作業の手伝い オ 伝統芸能の実施サポート カ 集落の祭り又は地域行事の運営補助 キ 集落等で作られた特産品のPR活動 ク その他中山間地域の集落等の維持・活性化を図るうえで必要な活動			

122		マイスター派遣事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 中山間地域の活性化に向けた取組を行う組織を支援し、地域の活性化を目的とする。 【事業概要】 中山間地域の活性化に向けた取組を行う組織からの要望に対し、適切な指導や講習を行う専門のマイスターを派遣して、地域の活性化の取組を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地域活性化グループ、市町村等 (福岡県中山間地域活性化協議会)			
	採択要件	中山間地域において、地域活性化への取組に対し意欲的であり、地域興しマイスターの受入体制が整っていること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度87月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		H29 朝倉市松末地域コミュニティ協議会 他5団体 H30 糸島市直売所ネットワーク会議 他7団体 R1 岩屋ふれあい学級 他2団体 R2 地域の未来を語る仲間たち 他1団体 R3 岩屋地区活性化協議会 他4団体 R4 松尾百笑村 他2団体 R5 山川東部校区まちづくり協議会 他3団体			
担当からのコメント		地域興しマイスターは、「高付加価値農業」、「地域資源保全管理」、「都市農村交流」、「高齢者・地域福祉対策」、「女性活動」の分野を専門としています。			

123		県営中山間地域農村活性化総合整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的にを行い、農業農村の活性化を図るとともに、定住の促進、国土・環境の保全等に資することを目的とする。 [事業体系] 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型) { 集落型 一般型 生産基盤型 生活環境型			
	対象団体 (事業主体)	県内中山間市町村(県、市町村)			
	採択要件	(1)過疎、山振、離島、半島、特農、棚田法の指定を受けた市町村又は準ずる市町村 (2)農用地の主傾斜が1/100以上の面積が50%以上かつ林野率50%以上 (3)事業要件 ①農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型) (ア)集落型 ※()書きは団体営 一般型:2以上の生産基盤整備に係る受益面積の合計が60(20)ha以上 生産基盤型:ほ場整備事業に係る受益面積の合計が20(10)ha以上 生活環境型:農村生活環境整備事業を中心に実施 (イ)広域連携型:市町村全域から複数市町村に及ぶ一般型 ②中山間地域農業農村総合整備事業 ・農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を一体的に実施するもので、かつ、農業生産基盤整備事業から2以上の事業を実施するもの、若しくは、農業生産基盤整備事業を行うもので、2以上の事業を実施するもの ・受益面積の合計が10ha以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1)補助率 県営:国(55%)、県(30%) (2)融通措置 分担金に対し農林漁業金融公庫資金を融通 (3)地財措置 負担金に対し一部公共事業債、辺地及び過疎対策事業債が充当			
	ヒア・申請の時期等	1年目:事業計画策定、2年目:事業計画ヒア(5月)、3年目:掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領、中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱・要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成2年度(交付金) 令和2年度(補助金)	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		・令和3年度 (県営) 実施市町村 八女市 ・令和4年度 (県営) 実施市町村 八女市 ・令和5年度 (県営) 実施市町村 八女市			
担当からのコメント		・事業種類及び内容 (1)農業生産基盤整備事業 ①農業用排水施設整備 ②農道整備 ③ほ場整備 ④農用地開発 ⑤農地防災 ⑥客土 ⑦暗渠排水 ⑧農用地の改良又は保全 等 (2)農村生活環境整備 ①農業集落道整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備 ④農業集落防災安全施設整備 ⑤用地整備 ⑥活性化施設整備 ⑦集落環境管理施設整備 ⑧交流施設基盤整備 ⑨情報基盤施設整備 ⑩市民農園等整備 ⑪生態系保全施設等整備 ⑫交換分合 ⑬特認事業 等 ・農村振興基本計画は市町村で必ず作成して下さい。 ・農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられている必要があります。			

124		地域用水環境整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の農業水利施設は、農村地域の都市化及び混住化の進展、農家構造の変化により、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化、景観の損壊、親水機能の低下といった問題が生じている。 このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理または整備と一体的に、施設の有する多面的機能の維持増進に資する施設の整備を行うことを目的に水環境整備事業を行うものである。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、土地改良区、県知事が適当と認める者			
	採択要件	(1) 事業実施が適当と認められること。 (2) 施設の適正な管理が行われると認められること。 (3) 総事業費が5千万円以上。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1) 補助率 県 営: 国(50%)、県(25%) (2) 実施期間 標準工期 5年			
	ヒア・申請の時期等	1年目: 事業計画策定、2年目: 事業計画ヒア(5月)、3年目: 掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省) 水利施設保全高度化事業実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		・H30、R1、R2、R3は実施箇所なし ・令和4年度: (県営) 実施市町村 朝倉市、久留米市外3市町 ・令和5年度: (県営) 実施市町村 朝倉市、久留米市			
担当からのコメント		1. 本事業を行うにあたっては、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制が図られるよう努めてください。 2. 地域住民のニーズに沿った、地域用水の在り方について精査されますようお願いいたします。 3. 農村環境計画もしくは田園環境マスタープランを策定しておかなければなりません。 ○農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

125		農地環境整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年の社会情勢の急激な変化に伴い、中山間地域においては耕作放棄地が急激な拡大傾向を示している。 しかし、これら地域の中にあっても今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図っていく農地も相当量存在していることから、長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域(保管理区域)と、今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図る農地の区域(生産区域)とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去等と優良農地を保全するための措置を計画的かつ一体的に進める。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村 (県、市町村)			
	採択要件	(1)過疎、山振、離島、半島、特農、棚田法の指定を受けた市町村又は準ずる市町村 (2)生産区域農地面積/実施区域農地面積が7割程度確保できること (3)生産区域における生産基盤整備に係る受益面積が10ha以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	(1)補助率 県営:国(55%)、県(30%) (2)実施期間 標準工期 5年 (3)融通措置 分担金に対し農林漁業金融公庫資金を融通 (4)地財措置 負担金に対し一部公共事業債、辺地及び過疎対策事業債が充当			
	ヒア・申請の時期等	1年目:事業計画策定、2年目:事業計画ヒア(5月)、3年目:掲載申請(11月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成4年度	改正・見直し等の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		H29以降実施箇所なし。			
担当からのコメント		①区画整理 ②水田転換 ③農業用排水施設整備 ④農地保全 ⑤農道整備 ⑥暗渠排水 ⑦高付加価値農業基盤整備 ⑧附帯事業 ⑨用地整備 ⑩市民農園等整備 ⑪生態系保全施設整備 ⑫遊水池整備 ⑬土地改良施設の撤去及び跡地整備 ⑭交換分合 ⑮特認事業 ・市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。 ・農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

126		農業集落排水事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(目的) 農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び資源循環型社会の構築に資する。 (事業概要) 汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築。			
	対象団体 (事業主体)	(事業主体) 市町村等			
	採択要件	(1) 整備対象地域: 農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む)内の農業集落地域。 (2) 処理対象汚水: し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥、雨水。(重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めない。) (3) 処理対象人口: 原則としておおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位とする。(これ以上の規模を計画する場合は、下水道担当部局と協議調整を行うものとする。) (4) 補助対象: 受益戸数がおおむね 20 戸以上、末端の受益戸数は 2 戸以上。 (5) 処理水質: BOD=20mg/l 以下、SS=50mg/l 以下(各種上乘せ基準等がある場合はこれによる。)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率(団体営) 国 (50%)、県 (0~7.5%)			
	ヒア・申請の時期等	1 年目: 事業計画策定、2 年目: 事業計画ヒア(5 月)、3 年目: 掲載申請(11 月)			
	根拠法令・要綱等	農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省) 汚水処理施設整備交付金交付要綱・要領(内閣府) 農村整備事業実施要綱・要領(農林水産省)			
制度創設年度	昭和 58 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	内閣府・農林水産省				
最近の実績	H29 年度 10 地区 (福岡市、古賀市、糸島市、朝倉市、遠賀町) H30 年度 9 地区 (福岡市、古賀市、糸島市、朝倉市、直方市、小竹町) R1 年度 8 地区 (久留米市、直方市、筑紫野市、古賀市、朝倉市、みやま市、小竹町、みやこ町) R2 年度 8 地区 (久留米市、直方市、筑紫野市、古賀市、朝倉市、みやま市、小竹町、みやこ町) R3 年度 4 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町) R4 年度 6 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町、直方市) R5 年度 4 地区 (朝倉市、大刀洗町、小竹町、直方市)				
担当からのコメント	1. 市町村が作成する農業集落排水資源循環促進計画に基づき事業を実施するものです。 2. 市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。				

127		県営農村総合整備事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3551
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域農業の健全な発展および、景観が優れ、豊かで住みやすい農村となるように、中山間地域を含めて、地域自らが考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境整備、その他福祉の向上を総合的に推進するために集落基盤再編事業等を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業法人、運営方針及び運営資金の調達方法が事業主体として適当と認められる団体			
	採択要件	(1) 農村振興基本計画が作成されている区域であること (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域であること (3) 事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うものであること (4) 県営中山間地域農村活性化総合整備事業を参照			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率(県営) : 国 50%、県 25%、地元 25%			
	ヒア・申請の時期等	1 年目: 事業計画策定、2 年目: 事業計画ヒア(5 月)、3 年目: 掲載申請(11 月)			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、要領(農林水産省)			
制度創設年度		平成 28 年度 (再編)	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度	地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 13 地区 地区数(県営) 12 地区 地区数(県営) 11 地区 地区数(県営) 14 地区 地区数(県営) 11 地区		
担当からのコメント		1. 農村振興基本計画は市町村で必ず作成して下さい。 2. 集落基盤再編事業は、農業生産基盤と生活環境基盤の整備を総合的に行うものであることから、各々1 つ以上の工種を選択してください。また、中山間地域で行うものは、各々2 つ以上の工種を選択してください。 3. 市町村にて農村環境計画もしくは田園環境整備マスタープランを策定しておかなければなりません。 4. 農山漁村地域整備交付金事業で、農山漁村地域整備計画に掲載され対象事業に位置づけられていることが必要です。			

128		田んぼの学校事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel 092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 田植えや稲刈り体験等を通じて、農業や農村地域の持つ役割や重要性、保全活動の必要性を理解してもらうために実施。 【事業概要】 県内の都市部の小学生を対象に「田植え体験、稲刈り体験」を実施する。また、自然豊かな農村・里山地域には様々な生きものが生息していることを理解してもらうため「生きもの調査」を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	県内小学校2校程度 (福岡県)			
	採択要件	北九州市・福岡市の教育委員からの推薦			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額			
	ヒア・申請の時期等	推薦依頼 前年度2～3月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		平成29年度 : 4校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 平成30年度 : 2校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 令和元年度 : 2校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 令和2・3年度 : コロナ感染症拡大のため中止 令和4年度 : 3校 (5～6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り) 令和5年度 : 2校 (6月 田植え、生きもの調査 10月 稲刈り)			
担当からのコメント		平成20年度より県内の教育委員会及び教育事務所等と連携して実施しています。 小学校5年生若しくは4年生を対象としています。			

129	農山漁村振興交付金(山村活性化対策)				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図るものであって、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う以下の取組を支援。 1 山村活性化対策事業 (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 (2) 域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組 2 商談会開催事業 (1) 商談会開催支援 (2) 山村振興セミナー支援			
	対象団体 (事業主体)	1 は、振興山村を有する市町村又はこれを構成員に含む地域協議会 2 は、非特定営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業			
	採択要件	1 は、事業の実施対象が振興山村であって、山村振興法に基づき山村振興計画が作成され、山村振興に取り組んでいる地区であること。 2 は、(1) 具体的な事業内容が①商談会開催支援、②山村振興セミナー支援の全てに取組む事業であること。 (2) インターネットシステムを構築するものとし、山村地域のサイト利用者へのサポートも含んだ取組であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえインターネット活用型に変更するなど安全性・利便性の向上に取り組むものであること。 詳細は要領で確認してください。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・実施期間 1 の事業 原則として3年間を上限 2 の事業 原則として1年間を上限 ・補助率 定額(上限1,000万円/1 振興山村 ただし2 の事業の上限は別途定める)			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度1月頃			
根拠法令・要綱等	農山漁村振興交付金交付等要綱、要領				
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	・国が実施する公募型の事業です。 ・事業主体は 提案書を九州農政局に提出し、審査を経て、採択事業が決定されます。 ・事業の実施結果は、国において評価され、公表されます。				

130	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型））				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel	092-643-3575
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、滞在施設等の整備等を一体的に支援 【事業概要】 1 農泊推進事業 (1)農泊地域創出タイプ 農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立等 (2)農泊地域経営強化タイプ 単価の引き上げ、高付加価値化を目指す新たな取組み等 2 人材活用事業 (1)研修生タイプ 地域協議会の事務局業務などを担う地域外の人材（研修生）を活用する取組 (2)専門家タイプ 地域内に無い専門的知識を持つ人材（専門家）を活用する取組 3 農家民宿転換促進費 旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組 4 市町村・中核法人実施型 古民家、廃校舎等を活用した滞在、体験施設の整備 5 農家民宿経営者等実施型 旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可取得に必要な整備、質向上のための整備 6 広域ネットワーク推進事業 国内外の旅行者、旅行業者等に農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組等			
	対 象 団 体 (事業主体)	1 地域協議会、農業協同組合、森林組合等 2 地域協議会、農業協同組合、森林組合等 3 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 4 市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合等 5 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体 6 都道府県、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等			
	採 択 要 件	1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。等 2 農泊推進事業と併せて実施すること。等 3 農家民泊経営者等実施型の事業を併せて実施すること。等 4 事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。等 5 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済みであること。等 6 都道府県単位での調査・研究、普及・啓発及びこれらを通じた人と情報のネットワーク組織を構築し、一定水準の農泊の取組を行っている地域を選定する取組であること。等			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	・補助率 1、2、3、6は定額 但し助成額の上限あり 4、5は1/2以内 但し助成額の上限あり			
	ヒア・申請の時期等	公募期間 前年度2月頃			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	農山漁村振興交付金交付要綱、要領				
制 度 創 設 年 度	平成29年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		

関 係 省 庁 等	農林水産省
最 近 の 実 績	飯塚市、八女市、宗像市 福岡市、うきは市、添田町
担 当 か ら の コ メ ン ト	・国が実施する公募型の事業です。 ・事業主体は 提案書を九州農政局に提出し、審査を経て、採択事業が決定されます。 ・事業の実施結果は、国において評価され、公表されます。

131	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の特徴をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る取組を支援。 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援 中山間地域等の特徴を活かした創意工夫あふれる取組および地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組。 (2) 元気な地域創出モデル支援 農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組。 (3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組。 2. 農村型地域運営組織形成推進事業 (1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、地域協議会 ただし、2. (1) は地域協議会のみ			
	採択要件	中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	交付率：定額 ただし、1. (2) および2. (1) は上限3,000万円（年基準額1,000万円×上限3年間）、(3) は上限500万円			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度1月頃			
	根拠法令・要綱等	農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度	平成29年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	令和5年度 古賀市他2地域協議会が事業実施				
担当からのコメント	・1. (1) および(2) のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入および高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければなりません。(ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではありません。) ・1. (3) に取り組む場合は、①地域製品の取組拡大、②災害時の連携体制整備、③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定しなければなりません。				

132	中山間地域活力創出推進事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中山間地域において、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する「半農半X」というライフスタイルを提案し、中山間地域への移住定住を進めることで、就農・就業による地域の振興を図る。 (1) 支援体制づくり 半農半Xを推進するための地域協議会の設立やその運営を支援。 (2) 半農支援 半農半X希望者および実践者の就農を支援。 (3) 受け皿整備 半農半X希望者および実践者を受け入れるための地域の環境整備を支援。			
	対象団体 (事業主体)	地域協議会			
	採択要件	(1) 市町村や農業協同組合、地元農家等で組織する地域協議会が半農半X希望者および実践者を受け入れるための支援計画を作成し、計画に位置付けられた取組を行うこと。 (2) 半農支援の対象は中山間地域外からの移住者であること。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率：1／2以内			
	ヒア・申請の時期等	申請時期：6月、7月予定			
根拠法令・要綱等		福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和3年度 福岡市他4地域協議会が事業実施 令和4年度 福岡市他4地域協議会が事業実施 令和5年度 福岡市他4地域協議会が事業実施			
担当からのコメント		・移住、就農、就業等に関係する部署や機関、および地域の連携をお願いします。			

133	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援 【事業概要】 最適土地利用総合事業 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組			
	対象団体 (事業主体)	市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織又は農地中間管理機構（ただし、満たすべき要件がある。最適土地利用対策実施要領参照のこと）			
	採択要件	(1) 中山間地域等における複数集落において実施すること (2) 営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定すること (3) 農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと (4) 農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	最適土地利用推進事業については定額（上限1,000万円/年） 最適土地利用整備事業については事業費の5.5/10（上限2,000万円/年） ※詳細な交付率については、実施要領別表1（農林水産省ホームページ）をご覧ください。			
	ヒア・申請の時期等	一定の時期に受付（農林水産省HPに公表）			
根拠法令・要綱等		農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		令和5年度から「最適土地利用総合対策」として柱立てされたもの。			

134	農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村イノベーション創出支援型）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	Tel	092-643-3503
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援 【事業概要】 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業 ・農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出等の取組を支援 2. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業 ・都道府県サポートセンターを設置し、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者への専門家派遣等を実施			
	対象団体 (事業主体)	1は農林漁業者等、公益社団・財団法人他 2は都道府県			
	採択要件	事業実施計画を作成すること等。 ※事業内容により異なるため、詳しくは担当課にお問い合わせください。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 1は1/2等			
	ヒア・申請の時期等	1は前年度2月頃要望調査を実施 2は随時受付			
	根拠法令・要綱等	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 農山漁村振興交付金交付等要綱、要領			
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	1. 令和4年度 なし 2. 令和5年度 12事業者へ専門家派遣を実施				
担当からのコメント	事業の活用にあたっては担当課へご相談ください。				

135	薬用作物の産地化を通じた中山間地域振興事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農山漁村振興課	TEL	092-643-3503
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	【事業目的】 薬用作物の国産需要の高まりを受け、生薬用赤シソの生産拡大および新たな品目の開拓を推進し、薬用作物の産地化による中山間地域の活力向上を図る。 【事業概要】 新生薬用赤シソの生産拡大支援 1. 産地形成の推進 新規作付に必要な農地の土壌改良や資材整備に対する初期費用の一部を助成 2. 乾燥拠点の整備 生薬用赤シソの生産拡大に対応するため、品質確保に必要な乾燥拠点の整備経費を助成			
	対 象 団 体 (事 業 主 体)	薬用作物（生薬用赤シソ）の栽培に新規で取り組まれる方（生産者団体、生産者）			
	採 択 要 件	1. 作付計画の作成や、農薬使用量や施肥量、乾燥条件などを定めた製薬会社の基準に沿った生産物の生産、生薬原料の取扱業者等への出荷等を実施すること 2. 施設整備計画を作成し、地域における薬用作物の乾燥拠点として使用すること			
	補 助 主 体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財 政 支 援 措 置	1. 補助率：定額 2. 補助率：1／2以内			
	ヒア・申請の時期等	前年度8～9月頃要望調査、5月ヒアリング予定			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等		福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱			
制 度 創 設 年 度		令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関 係 省 庁 等		なし			
最 近 の 実 績		なし			
担当からのコメント		薬用作物の産地化を目指しておりますので、事業採択された方は、新規導入希望者への作付け助言をお願いします。			

136		まちむら交流活動企画支援事業（まちむら交流事業）			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel 092-643-3575
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを目的とする。 【事業概要】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために、「まち」と「むら」の交流に取り組む活動企画を公募して、支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地域活動団体、NPO 等			
	採択要件	・都市農村交流活動に積極的に取り組んでおり、概ね 10 名以上の組織が実施するもの。 ・「まち」と「むら」の交流促進の趣旨に従い、当該年度に実施し、当該年度 2 月までに完了するもの。 ・福岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団関係事業者該当しないこと。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】			
	財政支援措置	交付率 定額(助成額上限 20 万)			
	ヒア・申請の時期等	募集時期 12 月～翌年 1 月頃			
根拠法令・要綱等		なし			
制度創設年度		平成 14 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無
関係省庁等					
最近の実績		平成 30 年度 17 団体 令和元年度 13 団体 令和 2 年度 11 団体	令和 3 年度 16 団体 令和 4 年度 11 団体 令和 5 年度 9 団体		
担当からのコメント		まちむら交流活動企画支援は、都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために平成 14 年度からスタートした事業です。			

137	まちむら交流活動企画支援事業（むら応援団育成事業）																
担当部局名	農林水産部	担当課室名	食の安全・地産地消課	Tel	092-643-3575												
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを目的とする。 【事業概要】 都市(まち)と農山漁村(むら)の共生社会づくりを推進するために、都市と農山漁村でパートナーシップの関係を構築し、自立・継続して交流活動に取り組むための仕組みや組織づくりの企画を公募して、支援する。															
	対象団体 (事業主体)	地域活動団体、NPO 等															
	採択要件	・都市農村交流活動に積極的に取り組んでおり、概ね 10 名以上の組織が実施するもの。 ・「まち」と「むら」の交流促進の趣旨に従い、当該年度に実施し、当該年度 2 月までに完了するもの。 ・福岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団関係事業者に該当しないこと。															
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【基金】															
	財政支援措置	交付率 定額(助成額上限 40 万)															
	ヒア・申請の時期等	募集時期 12 月～翌年 1 月頃															
根拠法令・要綱等		なし															
制度創設年度	平成 23 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無													
関係省庁等																	
最近の実績		<table border="0"> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>8 団体</td> <td>令和 3 年度</td> <td>6 団体</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8 団体</td> <td>令和 4 年度</td> <td>9 団体</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>7 団体</td> <td>令和 5 年度</td> <td>8 団体</td> </tr> </table>				平成 30 年度	8 団体	令和 3 年度	6 団体	令和元年度	8 団体	令和 4 年度	9 団体	令和 2 年度	7 団体	令和 5 年度	8 団体
平成 30 年度	8 団体	令和 3 年度	6 団体														
令和元年度	8 団体	令和 4 年度	9 団体														
令和 2 年度	7 団体	令和 5 年度	8 団体														
担当からのコメント		むら応援団育成企画支援は、都市(まち)と農山漁村(むら)の持続的・発展的な共生社会づくりを推進するために平成 23 年度からスタートした事業です。															

138		活力ある高収益型園芸産地育成事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	園芸振興課	Tel 092-643-3488
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	園芸農業の生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入や省力機械等の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成する。 1 産地競争力強化・消費者評価向上 販売促進活動等の実施、トレーサビリティシステムの導入 2 重点品目産地強化対策 重点品目の産地強化に必要な生産及び流通施設等の整備 3 雇用型経営推進対策 雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産及び流通施設等を整備 4 中山間地域対策 中山間地域の条件を活かした園芸農業の振興に必要な生産及び流通施設等の整備 5 省エネルギー化推進対策 燃料の削減に必要な生産施設の整備 6 6次産業化推進対策 6次産業化の取組みに必要な生産及び加工処理施設の整備 7 夏期の高湿対策 生産性の向上を目的とした夏期の高湿対策に必要な資材の整備 8 施設長寿命化対策 法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修・補強に対する支援 9 果樹緊急対策 優良品種への改植等に伴う省力機械や果樹棚等の整備			
	対象団体 (事業主体)	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団、第3セクター等			
	採択要件	1 受益戸数は3戸以上又は認定農業者個人 2 受益者は、市町村が認定農業者として認定した者、又は事業を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者 3 市町村又は農業協同組合の園芸農業振興計画が策定されていること。等			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 1/3 以内又は 1/2 以内 実施期間 令和5～7年度			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年9月、計画協議 4月～、交付決定 6月～			
根拠法令・要綱等		福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		令和3年度 事業費補助金額計 1,391,542 千円 令和4年度 事業費補助金額計 1,410,192 千円 令和5年度 事業費補助金額計 1,292,622 千円			
担当からのコメント					

139		6次産業化発展事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	園芸振興課	Tel 092-643-3489
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的及び概要】 福岡県内の農山漁村の地域資源を活用した6次化商品の改良等により、農林漁業者等の所得向上、併せて県内農林水産物の認知度の向上に資することを目的とする。専門家等の指導を受けて、6次化商品のブラッシュアップに要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 【補助対象事業】 商品の改良に要する経費（試作品作成費、パッケージデザインに係る経費等）			
	対象団体 (事業主体)	(農林漁業者支援) 県内の法人格を有する農林漁業事業体、農林漁業協同組合等			
	採択要件	(農林漁業者支援) ・既に県産農林水産物を使った6次化商品を自ら販売していること。 ・県主催「ふくおか6次化商品セレクション」に当該事業で改良した商品を出品すること。 ※その他具体的な基準、要件は、お問い合わせください。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 事業費の1/2以内 ・補助金上限額 農林漁業者支援 750千円 ・実施期間 R4～R6			
	ヒア・申請の時期等	農林漁業者支援 要望調査前年9月、承認申請6月～			
根拠法令・要綱等		福岡県6次産業化発展事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和4年度	改正・見直し等の予定の有無		(○)有 ()無
関係省庁等		なし			
最近の実績		令和4年度 事業費補助金額計 3,380千円 令和5年度 事業費補助金額計 2,752千円			
担当からのコメント		事業実施年度の翌年度から3ヶ年間、計画目標の達成状況について成果報告の提出を求めます。			

140	産地生産基盤パワーアップ事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	園芸振興課 水田農業振興課	TEL	092-643-3488 092-643-3472
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	収益力向上に計画的に取り組む産地に対して、省力機械・施設等の生産条件の整備等を進め、収益性が高い産地を育成する。			
	対象団体 (事業主体)	農業者、営農集団、農業生産法人、農業協同組合等			
	採択要件	地域で産地パワーアップ計画が作成され、その中で地域の中心的な経営体として位置付けられていること。 【産地パワーアップ計画の要件】 1 実施要綱で定める成果目標の基準を満たしていること。 (1)生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 (2)販売額の10%以上の増加 (3)契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%とすること (4)需要減が見込まれる品種・品目から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% (5)新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上等 (6)労働生産性の10%以上の向上 2 品目毎の地域の栽培面積が一定以上であること。 ()は中山間地域等の場合 水稲 50(10)ヘクタール 麦 30(10)ヘクタール 大豆 20(10)ヘクタール 果樹 10ヘクタール 露地野菜 10(5)ヘクタール 施設野菜 5(3)ヘクタール 露地花き 5(3)ヘクタール 施設花き 3(2)ヘクタール 茶 10(5)ヘクタール 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率:1/2 以内 等 補助対象:整備事業(低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等) 生産支援事業(機械リース、生産資材、果樹同一品種への改植)			
	ヒア・申請の時期等	未定			
	根拠法令・要綱等	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱			
	制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	令和3年度	補助金額計	636,405千円		
	令和4年度	補助金額計	462,349千円		
	令和5年度	補助金額計	149,513千円		
担当からのコメント					

141		水田農業担い手機械導入支援事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	TEL 092-643-3472
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 農地の集約化や生産コストの低減に取り組む担い手の育成を推進し、競争力ある水田農業を確立する。 【事業概要】 法人化を目指す集落営農組織や認定農業者が、経営規模の拡大や生産コストの低減を図るために必要な田植機、トラクター、コンバイン等の高性能農業機械の導入及び改修を支援			
	対象団体 (事業主体)	地域水田農業ビジョンまたは人・農地プラン若しくは地域計画の目標地図に位置づけられている集落営農組織、農地所有適格法人及び認定農業者、種子生産団体、農業協同組合等			
	採択要件	(主なもの) ・農業機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値を定める。 ・実施地区が農用地区域であり、面積が組織等は概ね 20ha 以上、個人は概ね 15 ha 以上 ・集落営農組織は、事業実施年度の翌々年度までに法人化が見込まれること			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 県 1/3 以内 市町村 1/6 以上 (農業協同組合は県 1/3 のみ)			
	ヒア・申請の時期等	要望調査・前年度 8～9 月 申請・5 月～10 月(2 回程度)			
根拠法令・要綱等		福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		平成 14 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等					
最近の実績		【令和元年度実績】 97 件 (補助額) 228,414 千円 【令和2年度実績】 98 件 (補助額) 220,064 千円 【令和3年度実績】 91 件 (補助額) 213,862 千円 【令和4年度実績】 98 件 (補助額) 207,405 千円 【令和5年度実績】 86 件 (補助額) 193,368 千円			
担当からのコメント		事業実施年度の翌年度から 3 ヶ年間、計画目標の達成状況について事業成果報告を求めることとしています。			

142		農地利用効率化等支援交付金			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	TEL 092-643-3474
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	(1) 融資主体支援タイプ:市町村 ・融資主体型補助事業:融資を受ける際の自己資金分の一部を補助 (助成対象者 地域計画のうち、目標地図に位置づけられた者又は位置づけられることが確実と市町村が認める者等) ※なお、経営体が、担保や保証人なしで融資を受けられるよう、国が農業信用基金協会に対し助成する制度(追加的信用供与補助事業)も設置。 (2) 被災農業者支援タイプ:市町村 ※国が災害対策を実施する場合のみ支援 ・融資等活用型補助事業 (助成対象者 被災した農業者(市町村が被災した施設を有すると認める者)) ※なお、経営体が、担保や保証人なしで融資を受けられるよう、国が農業信用基金協会に対し助成する制度(追加的信用供与補助事業)も設置。 (3) 条件不利地域支援タイプ:市町村 (助成対象者 農家3戸以上が構成員に含まれる団体かつ、農家が全体の議決権の過半を占めるなど、団体の活動を実質的に支配すると認められる農事組合法人等)			
	採 択 要 件	(1)融資主体支援タイプ ・地域計画が策定されている又は策定が確実であると市町村が認める地域であること。 ・補助金額以上の融資を受けていること。 (2) 被災農業者支援タイプ ・融資又は地方公共団体の補助を受けていること。 (3) 条件不利地域支援タイプ ・農業振興地域かつ農家1戸当たりの農地面積 0.5ha 未満かつ農地面積 0.5ha 未満の農家が5割を占める地域等であること。 ・個々の施設等の受益農家が3戸以上であること。			
	補 助 主 体	(○)国 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	補助率 (1) 融資主体支援タイプ ・融資主体型補助事業:3/10 以内 ※追加的信用供与補助事業:定額 (2) 被災農業者事業支援タイプ ・融資等活用型補助事業:3/10 以内 ※追加的信用供与補助事業:定額 (3) 条件不利地域支援タイプ ・条件不利地域型補助事業:1/2 以内 ※農業用機械の導入は1/3 以内			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 前年度は2月			
	根 拠 法 令・要 綱 等	実施要綱 農地利用効率化等支援交付金			
制 度 創 設 年 度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	農林水産省				
最 近 の 実 績	令和5年度 上毛町および遠賀町 11,673 千円 (被災農業者支援型を除く)				
担 当 か ら の コ メ ン ト	・スマート農業機械の導入、集約型農業に必要な機械等の導入または環境に配慮した営農に必要な機械等の導入を行う経営体に予算を優先配分 ・実施年度から目標年度まで、毎年、成果目標の達成状況及び点検結果を報告 ・目標年度の翌年度に点検評価				

143	強い農業づくり交付金（産地基幹施設等支援タイプ・卸売市場等支援タイプ）																				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	水田農業振興課 園芸振興課	Tel	092-643-3473 092-643-3488																
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内の水田農業及び園芸農業の維持・発展のためには、先進技術の導入などにより、生産出荷の拡大や安定を図る必要がある。 このため、共同利用施設の条件整備を行う。																			
	対象団体 (事業主体)	県、農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等																			
	採択要件	【主なもの】 (1) 要綱で定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 品目毎の地域の栽培面積が一定以上であること。(産地基幹施設等支援タイプのみ) ()は中山間地域等の場合 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>水稻</td> <td>50(10)ヘクタール、</td> <td>麦</td> <td>30(10)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>20(10)ヘクタール、</td> <td>露地果樹</td> <td>10(10)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>露地野菜</td> <td>10(5)ヘクタール、</td> <td>施設野菜</td> <td>5(3)ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>露地花き</td> <td>5(3)ヘクタール、</td> <td>施設花き</td> <td>3(2)ヘクタール</td> </tr> </table> 等				水稻	50(10)ヘクタール、	麦	30(10)ヘクタール	大豆	20(10)ヘクタール、	露地果樹	10(10)ヘクタール	露地野菜	10(5)ヘクタール、	施設野菜	5(3)ヘクタール	露地花き	5(3)ヘクタール、	施設花き	3(2)ヘクタール
	水稻	50(10)ヘクタール、	麦	30(10)ヘクタール																	
	大豆	20(10)ヘクタール、	露地果樹	10(10)ヘクタール																	
	露地野菜	10(5)ヘクタール、	施設野菜	5(3)ヘクタール																	
露地花き	5(3)ヘクタール、	施設花き	3(2)ヘクタール																		
補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】																				
財政支援措置	【産地基幹施設等支援タイプ】 補助率: 1/2 以内 補助対象: 整備事業(乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等) 【卸売市場等支援タイプ】 補助率: 4/10 以内 補助対象: 整備事業(売場施設、貯蔵・保管施設、衛生施設等)																				
ヒア・申請の時期等	要望調査: 前年度 8 月 ヒアリング: 前年度 1 月 採択申請: 前年度 2 月																				
根拠法令・要綱等		強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱																			
制度創設年度	平成 17 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																		
関係省庁等		農林水産省																			
最近の実績		令和 3 年度 (令和 2 年度繰越分含む) JA くるめ他 3 件 1,055,924 千円 令和 4 年度 (令和 3 年度繰越分含む) JA みなみ筑後他 2 件 386,574 千円 令和 5 年度 (令和 4 年度繰越分含む) 北九州青果株式会社 他 1 件 744,427 千円																			
担当からのコメント		・実施年度から目標年度まで、毎年成果目標等の達成状況を報告。 ・目標年度の翌年度に点検評価。																			

144		農地の大区画化・集約化推進事業			
担当部局名		農林水産部	担当課室名	水田農業振興課	Tel 092-643-3474
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	スマート農業機械等をより効率的に利用できるよう、農地の大区画化・集約化に取り組む担い手を支援することにより、農業の生産性向上を推進する。			
	対象団体 (事業主体)	個別大規模農家、集落営農法人、認定農業者等			
	採択要件	農地の大区画化・集約化に向けた地域による話し合いや農地の利用調整、将来計画の策定を行い、その計画に基づき、畦畔除去などにより農地の大区画化に取り組むものとする。			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	畦畔除去など簡易な整備に対し、10a 当たり 50 千円以内			
	ヒア・申請の時期等	要望調査：5月、交付申請：7月～8月			
根拠法令・要綱等		福岡県農業振興対策事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		【令和5年度実績】(簡易整備事業) 筑紫野市ほか3市町 計10地区 (対象農地面積) 1,561a (補助金額) 7,685 千円			
担当からのコメント		事業実施年度の翌年度から3年間、成果報告書を毎年5月末までに提出。			

145		福岡県畜産振興総合対策事業										
担 当 部 局 名		農林水産部		担 当 課 室 名		畜産課		Tel		092-643-3496		
ハ ー ド ・ ソ フ ト の 別				()ハード		()ソフト		(○)両 方				
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)		収益性の高い、ゆとりある畜産経営体の確立とともに、安全で安心できる畜産物の生産及び地域資源の循環利用体制の構築を促進するため、新技術の導入や生産拡大に必要な施設機械等の整備を進め、畜産の振興を総合的に推進する。 1 生産振興対策 飼養規模拡大及びスマート農業の導入に必要な施設機械等の整備、酪農関係施設の長寿命化、自給飼料生産拡大、乳用牛・肉用牛改良促進、優良家畜及び和牛子牛の導入等 2 環境保全対策 地域資源の循環利用の促進に必要な堆肥化施設等の整備 3 畜産物流通対策 安全で安心な畜産物の消費拡大 4 家畜衛生対策 海外悪性伝染病の発生に備えた対策									
	対 象 団 体 (事 業 主 体)		市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、営農集団等									
	採 択 要 件		事業種類ごとに個別要件を設定 例) (事業種類により異なるので、詳細は別途確認が必要) 1 受益 認定農業者等 2 その他 飼養規模の拡大又は畜産物の生産量の増加等を要件とする事業あり									
	補 助 主 体		()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財 政 支 援 措 置		補助率 1/3～3/4 以内、定額 実施期間 事業種類毎に異なる									
	ヒア・申請の時期等		要望調査前年8月、計画協議4月～、交付決定6月～									
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等			福岡県畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱									
制 度 創 設 年 度			平成 18 年度		改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無					
関 係 省 庁 等			なし									
最近の実績	事 業 内 容	令和5年度		令和4年度		令和3年度						
		実施 箇所	補助金	実施 箇所	補助金	実施 箇所	補助金					
		畜舎等整備による環境改善	113 カ所	201,730 千円	166 カ所	361,026 千円	70 カ所	190,935 千円				
		ブランド畜産物の消費拡大対策	2 ブランド	6,652 千円	2 ブランド	9,072 千円	2 ブランド	6,444 千円				
担 当 か ら の コ メ ン ト		畜産関係の県単独事業を一本化し、各種事業をメニューにしました。 事業ごとに採択要件や補助対象等が異なるので、事業内容については、各農林事務所畜産担当係へ問い合わせてください。										

146	地方創生道整備推進交付金・農山漁村地域整備交付金 ・森林環境保全整備事業				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	Tel	092-643-3568
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	森林整備の基盤となる林道の整備。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、森林組合			
	採択要件	※地方創生道整備推進交付金→地域再生計画に登載されていること ※農山漁村地域整備交付金→福岡県農山漁村地域整備計画に登載されていること ※森林環境保全整備事業→森林環境保全整備事業計画に登載されていること ・林道開設 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道 ③利用区域内森林面積が森林管理道 50ha 以上、林業専用道 10ha 以上 ・舗装 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道の 舗装 ③1 箇所の事業費が 2,400 万円以上 ④利用区域が、幹線:500ha 以上(過疎地域又は振興山村地域は 200ha 以上)、その他 50ha 以上(過 疎地域 30ha 以上) ・改良 ①地域森林計画に記載された林道 ②林道規程に規定する自動車道の 改良 ③1 箇所の事業費が 900 万円以上 ④改良効果指数が、幹線 1.2 以上、その他 0.9 以上 ⑤利用区域内森林面積が、幹線 500ha 以上(振 興過疎地域又は振興山村地域は 200ha 以上)、その他 50ha 以上(過疎 地域 30ha 以上) ・点検診断、保全整備 林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な 施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断、保全整備を実施。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・林道開設 国:45%、50% 県:5%以内 ・舗装 国:1 / 3 50% 県:10%以内、5%以内 ・改良 国:30%、50% 県: 10%以内、5%以内 ・点検診断・保全整備 国:50% 県:5%以内			
	ヒア・申請の時期等	事業計画提出 8 月末、林野庁ヒア 2 月、交付申請 4 月、交付決定 5 月			
	根拠法令・要綱等	福岡県林道事業補助金等交付要綱			
制度創設年度	平成 29 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	内閣府、農林水産省				
最近の実績	令和 3 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 16 路線 41,717 千円 令和 4 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 28 路線 43,237 千円 令和 5 年度 開設・改良・舗装・点検診断等 45 路線 41,864 千円				
担当からのコメント	林道の整備により森林整備のコスト低減が図られ、山村の生活環境の改善、地域産業の振興も図られる。				

147		農村環境整備事業																																		
担当部局名		農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	Tel 092-643-3511																															
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																																		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	国庫補助の対象とならない小規模なかんがい排水施設やほ場整備、農道、集落道路、集落排水、ため池等の整備と一体的に安全施設、親水施設、植栽、修景施設等を実施して、農業集落周辺的生活環境を整備する。																																		
	対象団体 (事業主体)	市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の認可を受けた者及びその他知事が適当と認めるもの																																		
	採択要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>受益面積</th> <th>規模</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①かんがい排水</td> <td>1ha 以上 5ha 未</td> <td>—</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>②ほ場整備</td> <td>満(中山間地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③農道</td> <td>等:0.5ha 以上)</td> <td>施工延長=200m 以上 1,000m 未満 全幅員=3.0m 以上</td> </tr> <tr> <td>④ため池</td> <td></td> <td>—</td> <td>50 万円以上 3,000 万円以下</td> </tr> <tr> <td>⑤農業集落道整備</td> <td>—</td> <td>施工延長=50m 以上 全幅員=2.5m 以上</td> <td>150 万円以上 3,000 万円以下</td> </tr> <tr> <td>⑥農業集落排水施設整備</td> <td>—</td> <td>施工延長=50m 以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工 種	受益面積	規模	事業費	①かんがい排水	1ha 以上 5ha 未	—	—	②ほ場整備	満(中山間地域	—	③農道	等:0.5ha 以上)	施工延長=200m 以上 1,000m 未満 全幅員=3.0m 以上	④ため池		—	50 万円以上 3,000 万円以下	⑤農業集落道整備	—	施工延長=50m 以上 全幅員=2.5m 以上	150 万円以上 3,000 万円以下	⑥農業集落排水施設整備	—	施工延長=50m 以上						
		工 種	受益面積	規模	事業費																															
		①かんがい排水	1ha 以上 5ha 未	—	—																															
		②ほ場整備	満(中山間地域	—																																
		③農道	等:0.5ha 以上)	施工延長=200m 以上 1,000m 未満 全幅員=3.0m 以上																																
		④ため池		—	50 万円以上 3,000 万円以下																															
		⑤農業集落道整備	—	施工延長=50m 以上 全幅員=2.5m 以上	150 万円以上 3,000 万円以下																															
⑥農業集落排水施設整備	—	施工延長=50m 以上																																		
※ため池以外は農業振興地域内であること。																																				
補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】																																			
財政支援措置	補助率 県:40%以内(但し、ため池及びかんがい排水、ほ場整備、農道の工種の中山間地域等直接支払交付金の交付対象地域にあつては50%以内)																																			
ヒア・申請の時期等	採択申請時期:当該事業の実施を希望する年度の4月末日ごろ。																																			
根拠法令・要綱等	福岡県農村整備総合事業補助金交付要綱																																			
制度創設年度	平成5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無																																	
関係省庁等	なし																																			
最近の実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度実績</th> <th>令和4年度実績</th> <th>令和5年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>: 99 地区</td> <td>103 地区</td> <td>102 地区</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>: 2 地区</td> <td>3 地区</td> <td>2 地区</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>: 16 地区</td> <td>15 地区</td> <td>15 地区</td> </tr> <tr> <td>農業集落道整備</td> <td>: 3 地区</td> <td>0 地区</td> <td>2 地区</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設整備</td> <td>: 15 地区</td> <td>6 地区</td> <td>4 地区</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>: 12 地区</td> <td>14 地区</td> <td>19 地区</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>147 地区</td> <td>計 141 地区</td> <td>計 144 地区</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	かんがい排水	: 99 地区	103 地区	102 地区	ほ場整備	: 2 地区	3 地区	2 地区	農道	: 16 地区	15 地区	15 地区	農業集落道整備	: 3 地区	0 地区	2 地区	農業集落排水施設整備	: 15 地区	6 地区	4 地区	ため池	: 12 地区	14 地区	19 地区	計	147 地区	計 141 地区	計 144 地区
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績																																	
かんがい排水	: 99 地区	103 地区	102 地区																																	
ほ場整備	: 2 地区	3 地区	2 地区																																	
農道	: 16 地区	15 地区	15 地区																																	
農業集落道整備	: 3 地区	0 地区	2 地区																																	
農業集落排水施設整備	: 15 地区	6 地区	4 地区																																	
ため池	: 12 地区	14 地区	19 地区																																	
計	147 地区	計 141 地区	計 144 地区																																	
担当からのコメント	国庫補助事業を補完する本事業の実施により、農業生産性の向上、農地の荒廃防止、災害の防止及び農村環境の保全が図られ、農村地域の発展に結び付く効果があり、本事業への要望は毎年多い状況である。																																			

148	農地耕作条件改善事業・流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	農村森林整備課	TEL	092-643-3510
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	水田の貯留機能を活用した田んぼダム導入のための農業用施設整備（排水柵、水門、水路など）に対して支援する事業			
	対象団体 (事業主体)	農地中間管理機構、市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体			
	採択要件	【農地耕作条件改善事業】 （国庫） ・農地中間機構との連携 ・水田貯留機能向上計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・1地区当たりの事業費（ハード事業）200万以上 ・1地区当たりの受益者数、農業者2人以上 ・すでに基盤整備された農地の50%以上、田んぼダムを実施 【流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）】 （県単独） ・受益面積が1団地1ha以上（中山間地域等は、0.5ha以上） ・受益戸数2戸以上 ・現況が水田利用可能農地（地目：田）の25%以上、田んぼダムを実施 ・総事業費10万円以上			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【農地耕作条件】 国：50%(55%)、県：25%(20%) ※()は中山間地域等 【流域湛水減災】 県：1/3以内			
	ヒア・申請の時期等	採択申請時期：当該事業の実施を希望する前年度の1月ごろ。 【農地耕作条件】 当該事業の実施を希望する年度の5月ごろ。 【流域湛水減災】			
	根拠法令・要綱等	福岡県農業農村整備事業補助金交付要綱、福岡県農村整備総合事業補助金交付要綱			
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	農林水産省				
最近の実績	【流域湛水減災】 令和5年度実績：3法人				
担当からのコメント	流域治水の一端を担う「田んぼダム」の導入を支援するため、令和5年度に創設された事業であり、本事業の活用により地域の浸水被害リスクの軽減を図る。				

149	林業・木材産業循環成長対策交付金				
担当部局名	農林水産部	担当課室名	林業振興課	Tel	092-643-3537
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進するため、以下の対策を一体的に実施する。 【事業内容】 ①林業・木材産業生産基盤強化対策： 間伐材生産、路網整備・機能強化、高性能林業機械、木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援等 ②再造林低コスト化促進対策： 低コスト再造林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備への支援			
	対象団体 (事業主体)	市町村、森林組合、農業協同組合、育成経営体、森林所有者の協業体等(事業種目により異なる)			
	採択要件	事業計画内容が、県が定める林業・木材産業構造改革プログラムに記載された目標と整合すること。 事業計画で定める定量的目標が、林業・木材産業構造改革プログラムに示された目標値を上回っていること。 ※その他、施設ごとに上限建設費などを定める。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・交付率 3.75%～2/3 以内 ・交付対象 高性能林業機械導入、特用林産物活用施設整備、木材処理加工流通施設整備、木造公共施設整備等			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 8～9 月頃			
根拠法令・要綱等		福岡県林業・木材産業循環成長対策交付金交付要綱等			
制度創設年度	平成 25 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		林野庁			
最近の実績		R5 実績 ・林業・木材産業生産基盤強化対策 1 地域 など			
担当からのコメント		本事業では、高性能林業機械の導入・特用林産物活用施設の整備・木材加工流通施設の整備・木造公共施設等の整備など、川上から川下までの一体的な整備が図れます。			

150	農山漁村地域整備交付金事業(漁業集落環境整備事業)				
担当部局名	農林水産部 水産局	担当課室名	水産振興課	TEL	092-643-3566
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図る上で、水産業の持続的発展の基礎たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進していくことを目的とする。 【事業内容】 ① 衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤整備 等 ② 防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備 等			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	① 対象集落要件:漁港背後の漁業依存度又は漁家比率が一位の漁業集落 ② 人口要件:人口 300 人以上、5,000 人以下(離島は 50 人以上、5,000 人以下) 但し、漁業集落排水施設整備については、人口 100 人以上 5,000 人以下 ③ 事業費要件:総事業費が 3 千万円以上			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国:50%、県:0% 補助対象 下水道(漁業集落排水施設)・道路(漁業集落道路) 上水道(水産飲雑用水施設)			
	ヒア・申請の時期等	概算要望:6 月、実施要望:翌年 2 月、内示:4 月、交付決定:6 月			
根拠法令・要綱等		農山漁村地域整備交付金実施要綱、実施要領			
制度創設年度	昭和 53 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		農林水産省			
最近の実績		令和 3 年度 実績なし 令和 4 年度 実績なし 令和 5 年度 実績なし			
担当からのコメント		本事業は、道路、下水道整備といった漁村の骨格を形成する事業から、災害時において避難所となる緑地、広場施設の整備事業、また、集排水施設の老朽化等の改築事業まで、幅広く漁村の集落環境を整備することができます。			